

## 第5章

# 商業部門における経済改革

### 第1節 経済改革の開始と商業政策の変化

#### 1. 経済改革の開始

モンゴルの経済改革は、1986年の第19回人民革命党大会以後、政策面より推進されるわけだが、91年末の段階での、商業部門に係る改革政策の概要を確認してみよう。

社会主義諸国の国際分業政策によって、生産部門におけるモンゴルの分担は、燃料、エネルギー、軽工業、食品加工部門であった。この1960年代以降の工業化に関する成果は、計画通りのものであったが、一方、農牧業部門においては、70年代の第5次、6次の5カ年計画においても主要目標とされるほど停滞していた。そして1980年代に入っても目標に対して未到達の実績が続くのである。また、工業部門においてもソ連をはじめとする多くの社会主义国と同様、生産効率や製品の質、在庫管理等々の問題点が指摘され、漸く経営管理の欠陥が叫ばれるようになるのもこの頃である。1984年8月23日のツェデンバル書記長失脚を経て、85年6月の第10回人民革命党中央委員会総会での決議「農牧業振興と食料供給改善計画」により、個人および機関により、副業として農牧產品が私的に生産されること、あるいは販売され

ることが奨励されることになった<sup>(1)</sup>。一般的に、1986年の第19回党大会がモンゴルの経済改革の緒とされるが、商業部門については、この85年の党中央委決議が大きな意味をもつ。特に、私的な生産の一部認可、販売の奨励は、同時に決議された、都市部における特設自由市場の建設や定住地住民の私有家畜数枠拡大とともに、計画経済の枠の中での経済改革の第一歩であったといえよう。

1985年のこの決議の後、86年5月の党大会における基本路線の見直しへと改革政策は発展するのであるが、経済改革の面では、以下の幾つかが、商業部門への政策といえよう。主なものとして、農牧業発展を食料供給改善の主要条件とした上で、当時のバトムンフ書記長は、農牧產品の基本価格に対するボーナス支給を発表した。これは、前の5年間の平均高を上まわった農牧產品に対し、品質に応じて、基本価格以上にボーナスを支給するものである<sup>(2)</sup>。

また、「質的向上と利益の増進」を主要目標の柱とし、経済メカニズムや管理システムの改革および計画経済の高度化をその具体策として掲げた。同時に障害となっている旧制度下の手段とマンネリズムを批判し、「新経済政策への移行、社会主義の民主化促進、グラスノスチの実施、計画と管理の高度化、企業体の独立性確立、正しい独立採算制の浸透などの不可欠」を説いた。

以上の第19回党大会の決定は、まさに画期的なものであった。経済政策は、依然として計画経済のままではあったが、その欠点を補うための積極的な抜本的経済改革の方向がとられたわけである。ただ、これらの経済改革政策が、農牧產品を中心とした国内生産の停滞に基づいていることは自明だが、ゴルバチョフの改革が進んでいるソ連の影響がその最も大きな理論的裏付けであろう。従って、現実の問題に基づいて打ち出された経済政策ではなかった点が、後の改革にも影響を及ぼしていくことになる。

同年10月には、党中央委員会が、「農牧業協同組合における指導の民主原則強化」に関する決議を採択した<sup>(3)</sup>。これは組合（ネグデル）活動における民主的基盤の整備として、

- ①家畜・畜産品等の国家調達価格の引上げ。
- ②年金支給年齢の引下げ、増額。
- ③奨励割増金増額、牧民の休暇制度化。
- ④短期金利免除、償還負債国家負担。

などが、具体策として実施されることが約束された。しかし、これらの一連の改革は、「オールチロルト・シネチレル」すなわち、「ペレストロイカ」モンゴル版であり、意識変革に効果はあったものの、経済的効果はあまり実現されなかったようだ。国民総生産を例にとると(第1表)、1980年から85年までの伸びと85年から86年、86年から87年までの伸びはほぼ同じである。工業生産、農牧業生産などの産業部門でも同様の結果がでている。従って1986年は、経済改革がモンゴルで始まった画期的な年であったが、その政策が実効をあげるまでには至らなかつた年でもあったといえよう。

そこで、1987年6月に開かれた第3回党中央委員会総会では、以下のように改革路線が推進される決議が行なわれた<sup>(4)</sup>。主な内容は、

- ①企業の独立採算制原則の普及。
- ②工場と企業の実質的貢献度を重視し、個人の給与を労働実績から直接算出する。
- ③年度計画の下部機構直接参加。
- ④ノルマのうち、利潤を国家機関から生産科学振興基金に組み入れるものとする。また、その権利は当該工場等の機関とする。
- ⑤計画の超過達成によって生じた利潤の、管理可能分を各機関に多くす

第1表 国民総生産の変遷(1960年=100)

	1980	1985	1986	1987	1988	1990
GNP	304.2	433.0	462.0	478.0	500.7	506.9

(出所) Academy of Science of MPR, *Information Mongolia*, オックスフォード, Pergamon Press, 1990年、ただし、1990年分はモンゴル統計局発行の『モンゴル統計(1991年版)』をもとに筆者が試算した。

る。

⑥銀行の長期借款による新たな設備投資が早期計画達成を可能にした場合、利子を軽減し、工場・企業社会発展基金に回す。

などである。以上は、中国の生産責任制の、中央と各國営企業のレベルにおけるものと同様と考えてよい。従って、各個人が生産を請負うという、純生産に係るレベルの改革ではなかったことに注目すべきであろう。生産部門における「生産責任制」の導入は、余剰生産を生み、その余剰分の流通の促進に結びつき、中国の現状のような経済発展、少なくとも、国民総生産において6~7%の成長率を残すような状況をもたらしうる可能性を持っている。モンゴルにおける、この時期までの改革は、当時のソ連におけるペレストロイカ同様、管理部門の上部意識改革を先向して行なう形をとって進んでいくのである。

## 2. 商業政策の変化へ

1988年から89年にかけては、86年の第19回党大会、87年の第3回党中央委総会等で提起された経済改革の方針に基づき、具体的政策が提出また実施されていった。ここでは、その具体策のうち商業部門との関連部分を中心に紹介していく。

実質的に商業部門を対象とした政策はまだ具体化されず、経済改革の中で商業部門の育成に結びついていった幾つかの政策、すなわち「国営企業法」<sup>(5)</sup>、「個人営業活動法」<sup>(6)</sup>、「協同組合法」<sup>(7)</sup>、「個人所有家畜拡大措置」<sup>(8)</sup>の商業活動への影響および関連をみると以下のようになる。

### (1) 「国営企業法」

1988年4月29日草案発表、11月末の人民大會議採択、89年1月1日施行という段階を進んできた同法は、国営企業の完全独立採算制を目指したものである。利潤追求を目的とした販売、利潤管理等の企業活動が企業の自主的

運営に任され、国家の介入を存在せしめないことを原則としている。この販売に関する本法律の基本の方針にみられる“利潤追求を目的とした”企業活動が、「国営企業法」に先立つ「個人営業活動法」に倣っていることは後に述べる通りであるが、“利潤追求”が企業方針となるに及んで、社会主義体制下の経済体制改革が、形の上では中国並みに整ってきたことを示している。中国と比較すると、中国の経済体制改革は農業部門の改革から出発し、食料自給をはじめとする農業生産の改善が成功の源であったのに対し、モンゴルは農牧業が国家の主幹産業である点は認識しつつも、ソ連型の企業改革を中心に据えている点に欠陥があるようである。農牧業の改革については後述する。

この「国営企業法」の内容を概述すると、第1章で、国営企業の組織、役割、活動の基本原則を説明するとともに、国家による企業指導（非政治的なもの）をあわせて主旨説明している。第2章では、企業の生産管理について、自主経営の理念に基づく自主的管理強化を謳っている。第3章では、国営企業の生産・経営活動に関する実務処理の方法が詳細に紹介されている。若干の例をあげると、計画に労働者が集団参加すること、質と量の科学的分析による賃金の確定、資材の自己調達、販売・サービス活動における自主活動などが要求されている。

一方、価格の決定は企業に求められるが、「価格水準の順守」も義務づけられており、銀行信用に対する条件とともに、改革の実行にソ連以上のものを期待することは難しい内容のものであった。ただ、対外経済活動条項における、合弁、直接貿易の権限等の付与はその後の商業経済発展の足がかりともいべきものとなる可能性をもつものであった。

## (2) 「個人営業活動法」

同様の効果をもたらした法律として「個人営業活動法」が挙げられる。1988年3月27日の閣僚会議発表で公にされたこの法律は、これまでの限定的、試験的な私有家畜所有制やその売買、農産物売買、“白タク”・食堂等経

営を積極的に認知し、その活性化を促進するものであった。当該閣僚会議の認識は、市民の間で労働・消費組合が組織され、生産・消費その他の業務運営を進めているが、これは、労働者にとっての生活必需品、食料品の増産また市民福祉、個人営業の発展向上に向けての正しい方向づけの始まりであるとなっている。無論、当時であるから「社会主義的性格を損なわない範囲内で」<sup>(9)</sup> という但し書きがついてはいるが、当時の社会でもかなり重視されていた生活関連物資の生産拡大、流通促進への強い（意志の表明と）積極的改革の端初であったといえるだろう。

具体的には、以下の3項目が主なものである。

① 個人営業に関する決定

- ・許可制であること。各地方政府（町村政府、地区など）人民代議員会議執行部発行の証明書が必要。
- ・許可の対象：年金生活者、身障者、家庭内労働者および本業・学業等に支障を来さない範囲で一般勤労者、学生。

② 労働消費組合育成に関する決定

労働者の生活必需品の生産・販売および食堂レストラン等の経営やその他のサービス業務を実施する労働消費組合を、希望者および地方人民代議員会議執行部により組織し、育成する。

原則として、上記組合においては自主管理が行なわれる。利潤の運用、運営計画、生産技術・環境、品質管理などすべて自主管理によって運営されることとなった。地方人民代議員会議執行部による組織と法的監査という枠の中での“生活協同組合”方式の企業活動が承認されたというのが評価になるだろう。

③ 個人営業、労働消費組合への援助保護に関する決定

- ・個人営業、労働消費組合運営の援助・保護の目的で、アイマク（県）、市労働改善局を地方人民代議員会議執行部付属機関として設置する。また、各機関内の設備機器については、払下げが許可され、その後の生産・販売・情報提供に関する援助協力が謳われている。

以上、「個人営業活動法」の3つの決定について詳細に紹介したが、その問題点を指摘してみたい。まず、個人営業の対象営業活動は、生活必需品生産、サービス業など小規模生産および営業活動に限定されている点があげられる。次に、それらの営業活動に従事する者の中心は、年金生活者、家内労働従事者、本業に支障を来さない者であって全国民平等の権利ではない点が注意されねばならない点であろう。また、個人営業、組合の組織などは許可制といってよく、自由な企業活動とはいえない段階の諸規定であることは認めざるをえまい。しかし、個人の営業活動を保護する同法の制定は、国民の個人営業、生活必需品生産に対する積極性をもたらし、「国営企業法」と同様、労働に応じた収益の獲得という意識の社会への定着が期待された法律の制定という、国民の意識解放に影響があったといえよう。

### (3) 「協同組合法」

同法は、1989年6月23日、人民大會議において採択され、「組織づくりから生産・販売・価格設定・サービス等に対し、極めて自由な発想による運営」<sup>(10)</sup>を協同組合に認め、協同組合を通しての競争原理の浸透と経済の活性化がソドノム首相（当時）によって表明された<sup>(11)</sup>。

この「協同組合法」には、民間の不満を押さえるため、民間の協同組合への働きかけを活発化し、従来の硬直化した管理機構の欠点を、体制内で補充していくこうという中央政府の期待が込められているといってよかろう。農業生産、牧畜生産の安定・余剰生産があれば、中国の生産責任制の導入と同様に、民間レベルの経済的余裕が生じえたと思われる。しかし、余りにソ連経済に依存していたモンゴル経済の当時の状況から、商業活動の発達には直接結びついていかなかったようだ。しかし“企業活動”，“個人営業”なる概念が、20世紀初頭以来、初めてこの国に流布し始めたことは、この一連の法制の歴史的意義であろう。

#### (4) 個人所有家畜枠の拡大

1989年12月23日、人民大會議で以下のような個人所有家畜枠の拡大が決定された<sup>(12)</sup>。

- ① ウランバートル市、ダルハン市、エルデネット市および各アイマク（県）の中心部居住の住民は、家畜の種類に関係なく12頭（以前は8頭）まで私有家畜として認める。
- ② その他の地方都市、バガンノール地方、ソム（町、村に相当）、の中心部居住の住民は、32頭（このうち大型家畜《ラクダ、牛、馬》は16頭とする）まで私有家畜として認める。
- ③ ネグデル（農牧業協同組合）の牧民は1戸当たりゴビ地方で100頭（うち大型家畜50頭）、ハンガイ地方75頭（うち大型家畜37頭）まで私有家畜として認める。
- ④ 豚、ニワトリ、ウサギなどは数を限定せず私有を認める。

この決定がなされた背景は、当時の民主化要求の高まりと無縁ではないが、ここではむしろそのような“社会心理的要因”より、以前からモンゴル経済発展において大きな矛盾点であった牧畜業の慢性的不振について考えてみよう。

1961年以来、モンゴル計画経済の国家目標である「農牧業－工業国家から工業－農牧業国家へ」と移行するため、工業生産を重視した工业生産に従事する産別人口も増加させてきた。これは、人口増加政策と結びつき、年率2%強の増加率をもたらし、その人口増加率に対応した農牧業生産が必要とされ、当然の結果ながら、需要が供給に追いつかない状況が近年続いていたのであった<sup>(13)</sup>。

これらに積極的に対応するため、私有家畜所有枠の拡大を中心とした農牧業の改革が行なわれ、第2表から分かるように私有家畜形態の経営が仔家畜育成の良好な結果をもたらすことも認められ、私有家畜枠の拡大が農牧業改革の中心と見なされてきたわけである。1989年の12月23日の決定は、都市住民を意識したものであり、“社会心理的要因”を考えないわけにはいかない

第2表 《経営形態別》仔家畜育成数（100頭当たり）と全家畜保有率

	年	ラクダ	馬	牛	羊	ヤギ	全家畜頭数に占める率(%)
国営農場	1960	40	43	70	66	77	2.7
	1970	42	50	58	65	82	4.6
	1980	37	48	53	62	67	6.4
	1990	44	57	60	76	76	9.1
ネ(協 グ同 デ組 ル合)	1960	38	48	58	65	53	73.8
	1970	34	48	58	83	78	73.2
	1980	33	43	54	77	69	76.1
	1990	38	52	59	89	81	59.0
個人所有	1960	36	45	58	53	48	23.5
	1970	37	67	81	92	89	22.2
	1980	34	60	77	80	75	17.5
	1990	40	73	84	92	87	31.9

(出所) State Statistical Office of MPR, *National Economy of the MPR for 70 Years 1921-1991*, ランバートル, 1991年。

が、経済改革としては、「国営企業法」、「個人営業法」などと同様に、民主化以前の改革政策“シネチレル”（モンゴル版ペレストロイカ）において既に家畜の個人所有枠の拡大政策が採られていたことも忘れるわけにはいかない。

一方で、牧民の労働意欲が著しく増加したこと、最近の全部門における生産量の減少の中での家畜頭数の増加（1990年）あるいは1.5%の減少しかみられなかったことに現われている。さらに、1990年の全家畜頭数に個人所有家畜が占める割合は31.9%であったが、91年には54.6%と飛躍的に伸びている。農牧業における個人所有の拡大が生産の増加、あるいは安定的発展をもたらしたというのはまず問題がなかろう。ただし、生態系の限界を考えると、無闇矢鱈と人口増加を促す政策は非常に危険である。モンゴルの牧畜が非常に管理され、優れて自然との調和を図る生産方法をとっていることは周知の通りだが、人口増加に伴う食糧増産と草原の維持もバランスよく考慮しなければならないだろう。

食糧増産の不足を補う形で、食肉として家畜が多量に投入された場合——市場原理によって、私有家畜が商品流通の中心となって流通していった場合、調和のとれた牧畜生産のバランスを崩しかねない。1988年には、食肉用に販売された家畜の50%以上が妊娠家畜であるといった指摘があったが、過剰な流通は牧畜生産の将来に大きな影響を及ぼす。

私有家畜拡大の問題は、単に労働意欲の増大にとどまらず、牧畜に基礎を置くモンゴルの生産全体に係る重要な問題である。既にある程度の成功をおさめつつあるが、安定した生産拡大にはほど遠い状況であるので、対応の難しい問題となる可能性がある。

以上のほか、経済管理機構の改革すなわち関係省庁の統廃合をもってモンゴル版ペレストロイカ“シネチレル”が一応の完了をみるのである<sup>(14)</sup>。この機構改革は、明らかに旧ソ連のペレストロイカにおいて実施された管理機構の改革とタイアップするために実施されたものである。モンゴルの管理機構は、それぞれ直接旧ソ連の当該部署と結びついており、また、援助体制も対応関係があった。そのため、ソ連が変われば、モンゴルも変わる必要に迫られ、管理機構の改革を大胆に行なわざるをえなかつたようである。少なくとも、1989年の11月までは、ソ連と同様のあるいはもっと緩やかな経済改革が進み、商業政策も余剩分の流通についてのみ考慮すればよい程度のものであった。しかし、90年代に入ると、モンゴルは、モンゴル独自の道を歩み始めるのである。

## 第2節 市場経済の導入と商業発展の動向

### 1. 市場経済導入の過程

1989年11月のベルリンの壁崩壊という出来事は、モンゴルの“改革”を“民主化”へと進化させた。翌1990年は、政治的な動きが活発になり、民主

化が叫ばれ、モンゴル社会に大きな変化をもたらした。その変化は、経済の改革にさらに一層の拍車をかけることとなった。

1990年1月14日、前年に結成されたモンゴル民主同盟が集会を開き、自由選挙を中心とした民主化要求を提出したが、その中の経済分野においては、市場経済導入を主張した。民主同盟は同年2月18日、全国大会を開き、モンゴル初の野党である民主党を結成した。彼らの綱領は「民主主義国家の建設を目指すとともに、ソ連（当時）支配の経済状態から脱却し、中立国となる。国有制のほかに、私有制を認め市場経済への移行を進める必要がある。<sup>(15)</sup>」というものであり、今後のモンゴルが経済政策として市場経済を導入していく端初ともいえる綱領であった。

その後、民族進歩党（1990年3月15日）、社会民主党（同年3月31日）などの野党が次々に結成され、各政党がそれぞれ民主化政策、経済改革政策などを提言し始めた。同様に、長年一党独裁を続けてきた人民革命党内部からも改革の動きが活発化した。

経済問題に関する各党の見解を列記し、その後の市場経済化方案との関連を考えてみたい<sup>(16)</sup>。

#### ①人民革命党

財産所有問題を刷新・発展。個人営業の発達。

#### ②民主党

平等な所有関係を基本とし、競争原理に基づく経済の活発化。必要に応じて市場経済を取り入れ、新しい社会経済メカニズムを完成する。

#### ③社会民主党

国家による独占的所有を見直し、国家、農牧業協同組合（ネグデル）、個人の適正な所有形態を検討する。外国との協力、資本の投資を促進する。

#### ④民族進歩党

所有のあらゆる形態を発展させる。

これらの見解は各党が提出したさまざまな民主化に対する要求、政策の中の一部で、当時の社会情勢の下では、人々の目を市場経済や資本主義経済に

向けさせ、また、初めて肯定的な知識として市場経済・資本主義経済を人々に紹介する役割を果たした。政府系の新聞『ウネン』にも、日本から学ぶべきものが多いとしたあとで、日本社会がもつ福祉・サービスの機能を評価している記事が載るようになった。

各野党、マスコミのこうした動きは、これまで政府がとってきた経済改革とは違い、明らかに社会主義という前提を取り外そうという点で注目しなければならない。ベルリンの壁崩壊後、僅か3・4カ月で次々に提出された各党の経済改革策は、旧ソ連の経済改革と袂を分ち、今後モンゴルが独自の民主化、経済改革を行なっていくことを示唆していた。

社会主義＝ソ連という図式は、市場経済のもつ失業やインフレ、貧富の差拡大という19世紀的認識により、社会主義経済路線から画期的に抜け出すことを70年間、同盟国モンゴルに否定させつづけてきた。ソ連の経済が行き詰まり始めて以来、東欧諸国にも漸くその図式からの脱却の動きが起きて、その高いソ連への依存度を低める要求が各国に生まれてきた。そしてソ連からの自立＝社会主義の放棄という別の図式が“社会心理的要因”となって、各国の民主化運動、経済政策の根本的変革への要求といった急激な改革へと進展していくのである。

1990年以降、「市場経済」という言葉が『ウネン』紙をはじめとする各新聞に盛んに登場するようになった。1990年6月6日付『ウネン』紙において、市場経済移行に向けての各政策が、D・バージーフーをはじめとする経済学者らによって提示された<sup>(17)</sup>。以後のモンゴル経済の諸政策の根本的指標ともなるこの提案を紹介し、モンゴルの市場経済移行の過程の把握に供したい。

その中ではまず、モンゴル経済の現状を原材料生産型、インフラ不足、旧式生産手段、一国依存型貿易、商品不足、独占的生産構造などの不安定要素をもつものとし、その解消のために、「国家的、社会的調整を伴った市場経済」と「農牧業に市場メカニズムを取り入れ、次第に市場メカニズムの拡大を図る方法」の重要性を主張している。具体的な内容を記すると以下の如くなる。

〔所有形態〕

- 国有財産：リース，労働集団，組合等への移管，減価償却を考慮した上での売却などによる民間移行。国営企業は株式会社形態の創設。
- 土地：土地評価の実施，リースおよび個人所有化，財産相続の承認へ移行。
- 交通，通信，ラジオ，テレビ，国防産業，水道，電気などの事業は国家管理。

〔価格〕

- 1991年までに主要食糧等を除く小売価格の自由化を図る。
- トウグリックの公定為替レートを一本化する。
- 価格監査組織を創設する。

〔税制〕

- 法人税，資源利用税などを税体系の支柱とする。
- 地方税などを整備し，地方財源を確保する。
- 食料品生産，科学技術振興のための柔軟な税体系とする。

〔国家予算〕

- 国民所得の50%が一度中央に集中され，その後再分配されているという現在の所得分配のシステムを改革する。
- 国内産業に対する課税システムを強化する。
- 予算の赤字分を外国からの借款により補填している現状を打破する。
- 違法行為に対する罰金制度の確立と国庫への罰金繰り入れ。
- 業績の悪い企業に対する補助金停止と，国庫からの一般無償補助金交付の停止。

〔銀行・金融〕

- 通貨当局としての国立銀行のほか，各種の独立採算的な銀行の創設。
- トウグリックの金相場などとのリンク。
- 金などの貴金属を銀行信用，貯蓄などの体系に包摂した上で，貨幣鑄造

を実施し、貨幣の売買市場の開拓を海外に対して行なう。

- 外国の銀行との提携、共同出資銀行の創設。
- 通貨供給量の制限。
- 投資促進のため、長期利子率を調整・決定する。
- 流動資産形成目的の短期利子率は、高く設定する。
- 貯蓄に対する利子率は、為替レートの下落や貯蓄機関などの諸条件に応じて、柔軟に対応する。

#### 〔有価証券市場〕

- 通貨流通の促進やバランスのとれた市場経済形成のため、国債などの債券、株、手形などの有価証券を発行する。
- 証券市場上場企業を組織し、速やかに有価証券市場の形成が進行するよう環境を整備する。

#### 〔対外経済関係〕

- 基本的平等の権利の下で、企業・家畜等の多様な所有形態を通して、対外的経済関係の安定化を図る。
- 外国の銀行や会社からの信用供与については、世界的に行なわれている条件に従うものとする。
- 政府による国内向け信用供与は、輸出産業を中心に業績を評価した上で、業績の高い企業に対してのみ行なう。
- 外国政府などからの公的援助を効率的に利用する。
- 外国からの投資促進に努力する。
- 一般消費財については、製品の安定供給を条件に、外国に投資し、外国で生産し輸入する製品も考慮する。
- 外国企業のモンゴルへの参入を図る。
- 輸入品目や関税などに関する統一的政策を探る。
- 輸出を促進し、輸入を合理化する。
- 1991年から変動相場制に基づいたハードカレンシーによる決済を行ない、ハードカレンシーの使用について、各国との調整を行なう。

- 観光、保養施設の充実。
- 國際航空路、鉄道路線の整備。
- 外国資本誘致のための經濟特別自由区を創設する。

#### [管理機構・組織]

- 政府機関はマクロ的調整機関とする。
- 企業は各省から独立させる。
- 自然条件や人口に応じた地方管理機関を創設する。

#### [計画]

- 長期的計画の役割を向上させる。
- 国家による発注がメリットあるものにするため、生産資材の準備、購入の確実性、関税など課税面における軽減措置などを整備する。
- エネルギー、鉄道、航空などの分野においても、関連企業への発注は競争原理に基づく入札制をとる。
- 計画の適用範囲を縮小する。マクロコントロールに徹する。

#### [生産財市場]

- 現行の中央集権的配分を市場メカニズムに基づくものに改正する。
- 小売店の育成を図り、市場の拡大を目指す。
- 流通システムを確立する。

#### [労働力市場]

- 労働力市場の形成と情報ネットワーク化を行なう。
- 国外への労働力移動を自由化する。
- 西側との合弁事業において、外国人労働者を受け入れる。
- 専門技能評価基準を設定する。
- 失業対策として、労働者の再教育、専門教育を充実させる。
- 国内、国外での技術習得を奨励する。
- 知的財産を権利として保護する。

#### [社会保障]

- どのような所有形態の下で働くとも、年金や補助金などを平等に受給

できるシステムを整備する。

- さまざまな条件を考慮した最低賃金法を制定する。
- 生活保護の整備。
- 一部医療の有料化。

#### [市場の安定化]

- 消費者保護の立場から、特に独占的生産による弊害に対する法的対応を整備する。
- 製品輸入に関して、ある一国からの輸入が40%以上になることは認めない。
- 国内生産者の保護。
- 下落した為替レートを改善するため、投資効率の向上、管理経費の節減、有価証券市場の活用を促進する。

#### [法的整備]

- 以下の法律を整備する。

資産に関する法律、租税法、賃貸・借地に関する法律、経営活動法、銀行法、関税法、株式会社法、独占禁止法、消費者権利保護法、企業破産法、国内市場保護法、価格法、知的財産法、企業秘密保護法、など。

以上が基本政策として提案された、モンゴルにおける市場経済移行策である。その中で、本章の目的である商業・サービス業関係の諸政策の基本方針について若干のコメントを加えたい。

無論他の分野の連関を無視することはできないが、第3次産業分野に大きく関わる政策の幾つかについて取り上げると、まず、国有財産の売却が挙げられるだろう。別の項で詳述するが、国有財産の全国民への債券による分配という形で1991年5月に決定が下された。この債券による商取引が、国民の市場経済への積極参加を余儀なくするものとして、数年間は、大きな役割を果たすであろう。

次に、価格の自由化政策は、1991年1月に実施に移され<sup>(18)</sup>、主要食糧等35

品目を除く小売価格が自由化された。同年9月には、小売価格統制の対象が17品目へと削減され、さらに1992年3月には、パン・小麦・家庭用石炭を除くすべての小売価格が自由化されることになっている。さらに、上記3品目の価格についても、1993年第1・四半期(1~3月)を目途に自由化される予定である。この価格の自由化は、小売価格・国民の現金所得・公共料金を2倍にする決定に伴って実施されたため、インフレを押し進める結果になっている。この政府決定第20号以来1年ほど経過した1991年末におけるインフレ率は150%といわれているが、価格の自由化が進む一方で、物資の不足も深刻化しつつある。生活必需品・主要食糧品の価格は2.5倍をはるかに超えている。従って、一般国民の生活はインフレ率以上に苦しいといわざるをえない状況になっている。価格の自由化に流通および生産の調整が追いつかない状況が改善されない限り、この傾向は継続するであろう。

その他の政策も含めて、法整備がまだ不充分であるばかりでなく、国民の流通・運輸・商業・サービス業への対応自体に未経験の分野・未開拓の分野が多く、さまざまな支障を来しているといわざるをえない。従って、法制面の整備を待ちながら、この混乱の收拾を期待するのが現状といえよう。

1990年6月の市場経済移行策が検討された段階では、価格自由化による物資不足、インフレの弊害より、これまでのソ連一国依存型の経済に危機感を持ち、行き詰まりの打破とバランスのとれた対外関係の樹立によるモンゴル独自の発展に対する強い決意が漲っていたといえる。『ウネン』などの新聞紙上でも、モンゴル経済の破綻は、マルクス・レーニン主義の欠陥というより、中央集権的官僚制やソ連一国に依存した閉鎖的な経済関係に起因するとされている。この市場経済移行策の提言にみられる如く、モンゴル経済の改革のモデルを、日本を中心とした資本主義国の経済に求めており、これまでの社会主义経済体制の抜本的打破が打ち出されていることは明白である。具体的な政策は、この市場経済移行策にも随所にみられるが、東欧諸国の経済改革策が参考にされている。また、経済特別自由区の創設など、中国の開放と改革政策も一部参考にしている。鄧小平も言っているように「どんな混乱が

あっても改革は最後までやりとげることが大切」という中国の経験もあることだから、価格自由化が第3次産業部門に与えた混乱、インフレなど経済全般に与えた影響はともかく、最後まで結果を出す努力を続けることが、現在最も強く望まれていることかもしれない。

## 2. 有価証券市場開設

社会主義を堅持し続ける中国でも、経済特区深圳に続いて上海に証券取引所を開設し（1990年12月）、社会主義市場経済をさらに進展させようとしている。モンゴルにおいては、1990年6月の閣僚会議で、91年からの証券市場開設の決定がなされた<sup>(19)</sup>。

閣僚会議の決定では、まず、モンゴルにとっては、歴史上初の試みである株式の定義を行なっている。次に、株式の発行と取引に関する国家規模の統計や一般的動向監査については、大蔵省の業務であることが記されている。また、企業が株式を発行する際の認証、株券を印刷・管理し、企業の要請に基づき、株券を交付することについては、国立銀行が責を負うことなどが規定されている。

一方、このような証券市場開設に向けての体制はある程度進んだものの、有価証券が保障する物質的基盤は現実に大丈夫なのであろうか。1990年9月の報告によれば、独立採算制をとる企業全体の自己資産額は、89年当初で5億6480万トゥグリックに達し、個人の貯蓄額については、前年に比べて3%増加して7億5000万トゥグリックとなっていた<sup>(20)</sup>。従ってこれらを以って株主拠出資本あるいは証券市場を形成しうる資産基盤があるとみなしたということである。しかし、統計上の数字はその可能性を示唆しているが、現在のモンゴル国民の経済状況を考慮すると、必ずしも株式を購入する余裕があるとは思えない。史上初の試みである有価証券の売買に関する知識を広め、宣伝を盛んに行ない、モンゴル国民の株式購買意欲をかき立てなければなるまい。また、意欲をかき立てられるような企業の育成が証券市場の活性

化をもたらすであろう。

また、この報告では、株式化した企業は、労働力市場と直接深い関連をもつが、現状では、原材料・機械およびそれに付随する技術・部品を必要に応じて供給してくれる生産財市場などが不充分あるいは全くないため、企業の資産利用が適正ではないと指摘している。さらに、ここで述べているように、独立採算と資本自己調達の原則の上に、これら企業に対し、輸出入活動の権利を与えてゆけば、漸に近代的機械とそれに付随する技術を獲得し、国際競争力をも身につけていける可能性があるとしている。

また一方で、外貨収入の大部分を国家に集中している現在の制度を改革すれば、企業は外貨不足から開放され、労働力市場において国際的競争力をもつことが可能になり、外貨余剰が形成され始めれば、銀行によるディーリングすら可能になるという見通しを提出している。

これらの見通しは、若干楽観的なものであるが、現在のモンゴルにおいては、このような株式に対する関心の喚起が最も重要な問題ではないかと思う。現実には、独立採算方式で資本が自己調達可能になっても、世界市場における資本力の弱さやその外貨収入の分散化以前に、外貨収入自体の乏しさなどの厳しい国際競争社会での多くの壁が立ちはだかるであろう。

さて、有価証券市場開設に向けての具体的な政策は、1991年に実施され始める。まず第1に挙げられるのは、トゥグリックの切下げである。同年6月に1ドル=40トゥグリックに切り下げられ、実勢市場レートに近づけ投資環境整備の一環とした。

さらに、1991年5月23日の議会で、国有財産を国民に1万トゥグリックの投資証券の形で分配することが決定された（国家小会議採択「国有財産私有化法」）<sup>(21)</sup>。この「国有財産私有化法」においては、2年間という期限付きで、国家の固定資本で保障した投資証券によって、企業の株式等を購入できることが約されている。農牧業協同組合（ネグデル）については、ネグデルの固定資本で保障されることになっている。

この投資証券（クーポン券）は、ピンク、ブルーの2種類あり、ピンク・クー

ポン券は小規模工場、規模の小さい各種サービス業者などの生産単位（組織）やそれらの資産を購入するためのものである。ブルー・クーポン券は、大規模工場や企業組織の株券を買うためのものである。両者は、ピンク・クーポン券が3000トゥグリック、ブルー・クーポン券が7000トゥグリックで、合計して1万トゥグリックである。ピンク・クーポン券は他人に売買することができるが、ブルー・クーポン券はできない。この両者のクーポン券は、老人から赤ん坊まですべての国民に分配されるが死刑囚には分配されない。また、クーポン券を管理する能力のない者（幼児など）については、保護者にそのクーポン券を得る権利を与えている<sup>(22)</sup>。

このように、有価証券市場開設に向けて、企業の民有化と証券の普及を同時にないつつ試行錯誤を始めたモンゴルの試みは、7月の企業の競売開始、9月の企業の株式発行へと進んでいく（証券取引所は1992年2月の開設となる）。また、同年9月は国債発行の月でもあった。インフレに加え、商品流通の滯り、品切れ状態の慢性化を打破するため、また、国民の自己資金を吸い上げるため、国債が発行されることになったという<sup>(23)</sup>。利回りは年8%，5年後には2割を外貨で受け取れる特典もある。

この有価証券市場開設への努力は、企業の民有化を目的として行なわれ、民有化の第1段階としてピンク・クーポン券による競売は順調に進んでいるようである。一方、第2段階の大企業の株式売買を通じての民有化は、まだ証券取引所が業務を開始していない段階でもあり、民有化への速度は遅い。

また、農牧業協同組合の民有化も順調に進み、私有家畜率は前掲第2表の如く、1990年で、31.9%に達している。ネグデルの民有化はそれぞれのネグデルの自主性に任せられているが、ピンク・クーポン券による家畜の購入が20%以上の私有家畜率の上昇に繋がったことは想像に難くない。

このクーポン券の分配は、民有化という当初の目的を達成しつつあるが、証券市場の開設という別の目的も達成しつつあることを考慮しても、どうしても評価しなければならないマイナスの面がある。インフレーションの助長である。突然、GNPの2倍以上（第3表の1990年GNP95億4400万トゥグリック

第3表 GDP・GNP の変遷  
(単位: 百万トウグリック)

	1986	1987	1988	1989	1990
GDP	9,310.0	9,709.6	10,300.9	10,730.9	10,514.1
GNP	8,052.1	8,350.7	9,013.1	9,544.9	9,544.4

(出所) 第2表に同じ。

を基準とした) の通貨量が供給されたわけであるから、当然といえば当然である。余りに急激な民有化と証券市場の開設であったといわねばなるまい。中国においては、改革と開放政策施行10年を経過して、ごく一部の限定された範囲でのみ証券市場を開放しているにとどまり、大きな成果を収めている。中国方式がそのままモンゴルで通用するとは思えないが、もう少し混乱が小さくて済む形での民有化が考慮されてもよかったのではなかろうか。インフレが与えた、第3次産業への影響や品不足、流通の不振等々を考えるとその感をより強くするのは筆者だけではあるまい。

### 第3節 第3次産業部門における問題点

これまで、経済改革の中で商業部門、サービス業部門がどのように扱われ、どのような改革が行なわれてきたかについて紹介してきた。しかし、その改革がもたらした現象は、現状の認識と同時にその対応を如何に考慮するかという認識を深く我々に要求する。以下に、1992年1月9日に国家統計局が発表した1991年度経済・社会状況一覧表<sup>(24)</sup>をもとに、若干の認識を申し述べる。

小売商品総流通額は、1991年には88億1250万トウグリックで、前年の95億9700万トウグリックより7億8450万トウグリック(8.2%)の減少となった(第4章第6表を参照)。1人当りの商品流通量も10.5%減少した。また、地方向け流通総額は23億3000万トウグリックで、前年に比して24億9000万

トゥグリック（17.3%）の減少で、物資不足が都市より地方で深刻なことが分かる。

公共事業体収入は4億9310万トゥグリックで、前年比2310万トゥグリック（4.5%）の減少であった。サービス業収入は3億6580万トゥグリックで、前年比1億140万トゥグリック（21.7%）の減少で、その原因是、営業に必要な資材の不足が考えられるが、この分野は1991年に民営化が最も進んだ分野で、統計に表われない数字の存在も考慮しなければならないだろう。

物資の流通に関しても、3390万トンの貨物輸送が行なわれたが、これも前年比で1640万トン（32.6%）の減少で、その原因是、輸出入貨物の激減、輸送機械（手段）のパーツや燃料の不足が考えられよう。燃料不足から輸送が滞り、工場が原料・資材不足を来し、生産全体に大きな影響を与えたことは、価格の自由化や投資債券などによる通貨量の増大からくるインフレなどと相俟って、モンゴル経済混乱の一局面となった。

以上、モンゴル経済が市場経済へ移行しつつある混乱の状況を、市場経済移行に関わる諸政策のうち、第3次産業部門と深く関係する分野を抽出して紹介してきた。この分野においては、価格の自由化や、有価証券市場の開設と民有化の問題が最も大きな問題であったことは先に述べた通りである。1991年の統計をみると、私有に対する急激な措置や、価格の自由化、あるいはまた、投資債券などによる通貨量の増大がもたらしたさまざまな混乱は、商業流通と物価の面にも非常に強く現われている。無論、旧ソ連への依存を余儀なくされていた歴史的背景を忘ることはできないが、現在のモンゴルが抱える問題として、現在の混乱を捉えるべきだろう。

従って、物価調整（1991年1月16日）の直後に物資配給を始めたり（同年2月15日）、民有化が進んだために、自由価格を悪用して政府物資の横流しや隠匿が横行したり、闇市場が実際の流通ルートとなって人々の間に定着したりといった矛盾が数多く現出しているが、これは市場経済の生みの苦しみであろう。

1985年以降の経済改革は前述した如く、緩やかなものであったが、既に市場経済の原理に根差したものであったはずである。1990年以降の急激な改革は、経済においては目を見張るものがあったが、政治的には穏やかな民主化の道を歩んでいる。今は、政治的な安定がある程度保障され、人々の目は経済の安定、発展へと向いている。物価が安定し、通貨が安定し、流通が……というようにすべてが好転する際に、まず、最初に進行した商業部門での民有化、民営化が他の生産部門へモデル的な作用をしていくことが期待される。

第4表のように、輸出入における日本や中国などのモンゴル進出が著しい。日用雑貨における中国製の多さには訪問するたびに驚かされる。かつて、モンゴル経済がソ連に依存していたような事態は2度と発生しないと思われるが、モンゴル経済は構造的に貿易依存度が非常に高いという特徴をもつ。商業流通が、現在のモンゴル経済で占める役割を考えれば、価格の自由化、私有促進、有価証券の流通開始が、経済改革の主流のひとつであることは当然の結果かもしれない。従って、モンゴル経済改革においては、この第3次産業分野の法整備、早急な安定化が意識されなければならないだろう。無論、他の生産部門の発展も不可欠であるが、闇ルートによる物流が管理されれば、現在の幾つかの問題点のある程度の解決をみることができるのでないかという気がする。少なくとも、闇ルートの発展的管理は現下の緊急に解決すべき重要課題のひとつである。

第4表 対外輸出入の推移

(単位：百万トゥグリック)

	1960		1970		1980		1985		1990	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
全 体	289.6	387.1	337.6	482.8	1,199.5	1,631.2	2,052.0	3,262.2	1,967.4	2,751.1
旧ソ連	219.8	235.5	230.9	390.3	951.9	1,399.2	1,580.3	2,833.9	1,540.7	2,132.4
中 国	13.1	87.7	6.9	3.9	11.6	10.6	8.0	14.7	33.7	66.3
日 本	0.2	—	1.4	1.7	2.2	1.8	22.7	5.3	22.7	29.1

(出所) 第2表に同じ。

## 〔注〕――――――

- (1) *Үнэх*〔真実〕, 1985年6月23日。
- (2) 同上紙, 1986年5月29日。
- (3) 同上紙, 1986年10月28日。
- (4) 同上紙, 1987年7月1日。
- (5) 同上紙, 1988年4月30日。
- (6) 同上紙, 1988年3月28日。
- (7) 同上紙, 1989年6月24日。
- (8) 同上紙, 1989年12月27日。
- (9) 外務省中国課『モンゴル月報』1988年3月。
- (10) *Үнэх*, 1988年6月24日。
- (11) “БНМАУ-ын хоршооллын хуулийн төслийн тухай〔モンゴル人民共和国協同組合法草案について〕”同上紙, 1989年6月24日。
- (12) “БНМАУ-ын ардын их хурлын тэргүүлэгчдийн зарлиг〔モンゴル人民共和国人民代表大会令〕”同上紙, 1989年12月24日。
- (13) バトムンフ書記長(当時)談話。同上紙, 1986年5月29日。
- (14) 同上紙, 1987年7月1日。
- (15) 『朝日新聞』1990年2月19日。
- (16) “БНМАУ-дахь олон намын тогтолцоо〔モンゴル人民共和国多党制〕,”  
*Үнэх*, 1990年6月22日。
- (17) Баажийхүү Д.他, “Зах зээлийн эдийн засагт шилжих үзэл баримтлал〔市場經濟移行の見解に基づいて〕”同上紙, 1990年6月6日。
- (18) 1991年1月16日付政府決定第20号。
- (19) “БНМАУ-ын сайд нарын зөвлөлд〔モンゴル人民共和国内閣において〕,”  
*Үнэх*, 1990年6月24日。
- (20) Дандий, Л., “Үнэт цаас〔値段のついた紙〕”同上紙, 1990年9月6日。
- (21) “БНМАУ-ын өмч хувьчлах тухай хууль〔モンゴル人民共和国財産所有關係法〕,”*Ардын зрх*〔人民の権利〕, 1991年6月4日。
- (22) Энхтүвшин, Θ., Зах зээлийн харилцааны тулгуур хуулиуд〔市場經濟活動主要法規集〕, 同上紙, 1991年5月3日。
- (23) 『朝日新聞』1991年6月27日。
- (24) *Ардын зрх*, 1992年1月9日。